

平成30年度事業報告

平成30年度本会事業を次のとおり報告する。

【会員の動向と取扱事件の推移】

平成31年4月1日現在の会員数は、司法書士会員232名、法人会員5法人（主たる事務所を有する会員1、従たる事務所のみを有する会員4）である。この1年間に入会した会員は司法書士会員6名であり、退会した会員は司法書士会員5名であった。資料〔I〕のとおりである。

平成30年度司法書士試験の合格者数は、管内では11名であった。

取扱い事件の推移については、資料〔II〕〔III〕に記載されているとおりである。司法書士業務の根幹である登記事件数の減少が相変わらず続いている。

【はじめに】

2018年の「今年の漢字」が「災」とされた。昨年は、大阪北部地震をはじめ、西日本豪雨、北海道地震など自然災害が相次ぎ、日本各地で被害が生じた。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げる。災害に対する備え、復興支援への対応について、教訓を生かさねばならない。

司法書士法改正について、司法書士制度の基盤を整備し確固たるものにするを目的として、①使命規定の新設、②懲戒権者を法務大臣にする、③戒告処分においても聴聞の機会を付与する、④懲戒処分について除斥期間を設ける、⑤社員が一人の司法書士法人を許容する、との5項目を内容とする改正法案が、今次の（第198回）通常国会に提出されるに至った。

オンライン申請資格者代理人方式について、昨年の6月から10月にかけて民事局がそれまでの方針を撤回し、あらためて登記の真実性が減退しかねないという懸念をどのように払拭するか、各単位会の会長及び日本司法書士会連合会（不登法改正等対策部）の意見を聴取したうえで、法令の改正を含めて検討する、との方針を打ち出すに至った。なお、各単位会の会長からの意見聴取は、平成31年4月に実施された。

昨年6月に開催された第81回日司連定時総会において、研修に関する連合会会則の一部変更及び日司連会員研修規則の一部改正が原案のとおり承認された。これにより、単位制研修において、会員は年間12単位以上の研修単位を取得しなければならないとして、研修受講義務が明確になった。また、そのうち2単位以上は倫理に関する研修によって取得しなければならないとも定められた。このため、本来であれば施行日である平成3

1年4月1日にあわせて、単位会の研修規則等も改正すべきではあったが、単位制研修における倫理に関する研修を、単位会として如何に提供するかについて、時間をかけて検討する必要があると判断し、今総会での改正案の提出は見送ることにした。

所有者不明土地問題について、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が昨年6月に成立した。同法において、長期間相続登記未了の土地について登記官が相続人を探索したうえで、長期相続登記等未了土地である旨を登記簿に職権で記録し、相続人に対して相続登記を促すという制度が不動産登記法の特例として導入された。登記官の相続人探索事務は外部委託されることになり、宇都宮地方法務局管内において、一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会が、400人分の登記名義人の相続人調査業務を受託した。

【基本方針への取組み】

業務拡充委員会において、遺産承継や事業承継に関する登記と税務を関連付けた研究を行い、全体研修会においてその成果を発表した。

成年後見制度の利用促進について、理事会にリーガルサポートとちぎ支部長をオブザーバーとして招き意見交換を行った。

法務局からの調査の委嘱に基づく非司法書士調査について、宇都宮地方法務局本局、日光支局、真岡支局、小山出張所の4庁において調査を実施した。

会員研修について、全体研修会（4回）及び専門研修会（1回）を開催した。また同時配信システムを利用して、関ブロの研修会を上映した。支部の研修会も積極的に開催していただき感謝申し上げる。本年度12単位以上を取得した会員は153名（達成率68%）。

空き家対策について、県の住生活支援協議会への会員の派遣をはじめ、県内各市町に設けられた空き家等対策協議会へも派遣要請に応じて会員を派遣した。また、一昨年佐野市との協定締結に続き、昨年11月には小山市との間で空き家等対策協定を締結した。

制度広報について、アドバイザーとして外部の専門家に広報委員会へ参加いただき、プロの立場から、効果的・効率的な広報について、様々なアドバイスをいただいた。

総合相談センターの相談者数は例年並みであった。県民が利用しやすい運営形態を引き続き検討した。

リーガルサポートとちぎ支部との共催で「高齢者・障害者のための成年後見相談会」を、税理士会との共催で「相続・贈与に関する相談会」をそれぞれ開催した。

法教育について、法律教室の堅苦しいイメージを払拭し、また関心を引く目的で、イメージキャラクターを用いた法律教室のリーフレットやホームページを作成した。

調停センターについて、利用申込みは5件あったが、いずれも調停までには至らなかった。また、調停人養成のための研修会を2回開催した。

支部事業の活性化について、特別事業助成制度の運用を開始した。本助成制度を利用した支部は1支部であった。あくまでも助成であるので、助成金で100%賅う事業については、理事会の承認を得ることは困難であることをご理解いただいたうえで、事業を企画いただきたい。

【各部の活動】

〈総務部〉

・職業倫理の確立

国民から専門家である司法書士に対して高い職業倫理が求められており、これに伴い重い責任が問われる傾向にある。業務に際しては依頼者に対して丁寧に説明し、司法書士としての職責を自覚し職務を遂行していただきたい。

・苦情処理に関する事業

本年度、会員に対する苦情が6件あった。

依頼者とのコミュニケーション不足が苦情につながるケースが目立った。依頼者への丁寧な説明と報告を心掛け、無用なトラブルの予防に努めていただきたい。

・紛議調停に関する事業（紛議調停委員会）

本年度、紛議調停の請求はなかった。

・綱紀事件への対応

前年度からの継続案件2件につき、量定意見小理事会において量定意見を付して法務局へ提出した。

本年度、綱紀調査委員会へ付託された案件が2件あり、内1件は法務局からの調査委嘱に基づくものである。2件とも現在調査中である。

- ・ **非司法書士排除活動（非司法書士排除委員会）**

本年度、法務局からの調査の委嘱に基づき、宇都宮地方法務局本局、日光支局、真岡支局、小山出張所の4庁において調査を実施した。非司法書士排除委員会を開催し、調査に基づく報告書を作成し、法務局に提出した。

- ・ **業務賠償責任保険に関する事業**

引受保険会社は、三井住友海上火災保険株式会社である。
本年度、保険請求事案が1件あった。

- ・ **司法書士法改正への対応**

日司連主催の説明会に出席して連合会の動きの情報収集に努めた。

- ・ **会の組織改革に関する事業**

支部長会を2回開催し意見交換を行った。

- ・ **会館管理**

プロジェクター及びスクリーンの入れ替えを行った。
消防設備点検、エレベーター点検を行った。
会館清掃、植木の剪定を行った。

- ・ **事務合理化への対応**

事務局職員との個別面談を6か月に一度計3回実施した。

- ・ **危機管理への対応**

防犯設備設置の検討を行った。

- ・ **会則、規則、規程等の見直し**

支部交付金の計算の事務簡略化と機動的な運用を図るため会則（別紙第1）改正を総会に上程し成立させた。

紛議調停規則、事件数割会費規則、補助者規則、情報公開に関する規則の改正を総会に上程し成立させた。

支部助成金の支出基準、会員証及び司法書士徽章に関する規程、戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程の改正を理事会に上程し成立させた。

- ・ **福利厚生に関する事業**

事務局職員の代休や有給休暇の取得を促した。

事務局職員の健康診断を実施した。

・ **オンライン申請に関する現行制度の検討及び新制度への対応**

オンライン申請対策委員会を立ち上げ、昨年度実施したアンケートを基に現行のオンライン申請制度の利用促進に向けた課題と法務局への要望等を検討した。また、資格者代理人制度について情報を収集した。

・ **所有者不明土地問題への対応**

一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会と協働して長期相続登記等未了土地解消作業を実施した。41名の会員に協力いただいている。

・ **その他**

日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会、他県会、他団体からのアンケート等に回答した。

登録証交付式の際に、新入会者に対して会則等の説明を行った。

関東ブロック司法書士会協議会総務担当者会議に出席して、情報交換をした。

〈 **経理部** 〉

・ **会費納入管理**

定額会費については、定期引き落としができない会員に対して、電話による督促を行った。年度内未納者はいなかった。

事件数割会費については、業務報告書の内容を精査し、記載内容に疑義がある会員の有無についての確認作業を行った。概ね適正な報告がなされていた。

・ **支出管理**

適正かつ効率的に支出されているかを主眼として、日常の支出管理及び、3か月に一度の頻度で定期的な帳簿チェックを行った。

・ **決算関係、その他**

本会の財政基盤の確立及び令和2年3月末日までの長期借入金の返済並びに不測の事態等に備え、財務調整積立金を200万円積み立て、合計5100万円とした。この結果、借入金返済時における残債務額を超

える積立金を確保することができた。

経年劣化、自然災害の影響などにより、今後相当規模の修繕が必要となることが予測される。そのため、今後の修繕・改修に備え、会館修繕積立金を300万円積み立て、合計3800万円とした。

支部助成金の交付申請手続きを円滑に行うことができるようにするため、総務部と合同で「支部助成金の支出基準」に基づき、「支部助成金申請書」の様式を改めた。

本会全体の事務作業の効率化及び事務経費削減を図るため、総務部と合同で支部交付金の取り扱いについて、基準日方式に改めた。

〈企画部〉

・権利擁護・法教育への対応（権利擁護・法教育委員会）

栃木県立佐野松桜高等学校、宇都宮白楊高等学校にて未成年者向け法律教室、下野市国分寺特別支援学校の保護者向けに成年後見制度の勉強会を実施した。

足利市、真岡市、日光市、宇都宮市にて行われた法律講座に講師を派遣した。

法律教室の講師を本会会員に対し複数回募集をかけ、講師候補者名簿を作成した。

法律教室のイメージキャラクターを制作した。

未成年者のための法律教室のホームページを開設した。

未成年者のための法律教室の案内リーフレットを作成した。

一般市民向けの法律教室の案内リーフレットを作成した。

・制度推進への対応（制度推進研究委員会）

栃木県住生活支援協議会（空き家・住み替え部会）の構成員として県レベルにおける全体会議に参加した。

小山市と空き家等対策協定を締結した。

県内市町へ空き家等対策協定締結等の案内文書を送付した。

空き家等問題への受託会員を募集し、受託者名簿を作成した。

宇都宮市空き家会議主催の空き家セミナーに講師及び相談員を派遣した。

佐野市、芳賀町、上三川町の空き家等対策協議会に本会会員を派遣した。

今年度から矢板市に設置された矢板市空き家等審議会に本会会員を派

遣した。

佐野市主催の空き家相談会に本会会員を派遣した。

空き家対策、所有者所在不明土地問題シンポジウム等に参加した。

・業務拡充への対応（業務拡充委員会）

規則第31条業務の対外向けパンフレットの作成については見送った。

財産管理人名簿登載のための指定研修会を開催した。

税理士と合同で生前の財産管理業務（相続対策）を検討し、研修会を開催した。

関東ブロック業一グランプリに参加した。

・会報の定期発行（会報編集室）

第361号、第362号、第363号及び第364号の会報「やしお」を発行した。（1）会務情報の提供、（2）各種研修会や相談会等イベントの参加レポート・感想文等の掲載、（3）研究レポート・論文等の掲載、以上3つの方針の下に紙面を構成した。

・対外広報事業（広報委員会）

外部専門家とコンサルティング契約を締結し、過去の広報活動の検証を行い、より効果的な広告手法の検討を行った。

本会ホームページ上から常設相談の予約ができるシステムについて、ホームページ管理会社と検討を行った。

「司法書士の日」の記念事業として、「相続のお困り事は司法書士へ」の内容で、下野新聞に広告を掲載した。

法の日司法書士無料相談会、高齢者・障害者のための相談会、税理士会との相続・贈与に関する相談会及び五士会無料相談会の案内記事の掲載を県内各市町に依頼し、多くの市町の広報誌に掲載していただいた。

三士会法の日無料相談会については、幹事会である栃木県行政書士会及び栃木県土地家屋調査士会と協力して広告を行った。

税理士会との合同相談会に関するチラシを作成した。

高齢者・障害者のための相談会では、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部と連携し、チラシを制作し、県内の市町に配付するとともに、下野新聞に広告を掲載した。

〈研修部〉

・研修事業全般について

業務において求められる専門知識や実務能力の向上を図ることを目的として、各種研修会を開催した。

会員の取得単位数及び支部別取得単位数は資料〔Ⅳ〕に記載のとおり。

全体研修会を基本に、他会主催の研修会や同時配信システムを利用した研修会、専門研修会等への積極的参加をも呼びかけた。

また各支部には支部研修会の開催について協力依頼し、多数の支部研修会を開催していただいた。

実施内容の詳細については「研修会実施内容」（資料〔Ⅴ〕）を参照されたい。

・全体研修会

前年度計画した研修スケジュールに沿って、計4回実施した（平成30年4月7日、8月25日、11月24日、平成31年2月2日）。

オンライン申請資格者代理人方式や司法書士法一部改正等、時宜に適ったテーマで最新の情報についての講義を開催したほか、不動産登記に関する税務、遺言書作成、司法書士のための本人確認など、業務に直結するテーマでの講義も多数開催した。

また、新たな試みとして、財産管理人名簿登載の指定研修を兼ねた財産管理業務に関する研修（第1回）及び司法書士と税理士による相続前対策に関する研修（第4回）を、いずれも業務拡充委員会との連携により実施した。

・専門実務研修会

平成31年2月21日に、公証人、弁護士（民事信託士有資格者）及び本会会員（同）を講師として、民事信託の現状や課題について、パネルディスカッション形式による専門研修会を実施した。

・年次制研修会（義務研修）

年次制研修会受講対象者に対し、下記のとおり実施した。

日司連年次制研修会（7月21日 つくば国際会議場） 3名参加

栃木県年次制研修会（関東ブロック持ち回り年次制研修会として開催
10月27日 栃木県青年会館コンセーレ） 36名参加

関東ブロック年次制研修会（11月11日立教大学池袋キャンパス）
4名参加

・ **新人研修（新入会者研修）**

平成30年12月1日に実施した（参加者11名）。
受講者間の親睦を図るため、研修会後に懇親会を開催した。

・ **新人研修（配属研修）**

本年度は3名より申し込みがあり、配属研修の受け入れ事務所として、
2事務所において、研修を実施した。

・ **支部研修会**

県央西支部	2回
県央東支部	2回
真岡支部	6回
栃木支部	10回
小山支部	7回
大田原支部	2回
足利支部	3回

・ **日司連主催の研修会**

第33回日司連中央研修会（平成30年12月1日 日司連ホール）
1名参加

・ **関東ブロックの同時配信システムを利用した研修会**

関ブロ同時配信システム利用により本年度開催された研修会は、関ブロ主催会員研修会（11月10日）及び第33回日司連中央研修会（12月1日）の計2回であった。

後者については、本会の新入会者研修の開催日と重なっていたため、
本年度は本会会館での同時配信研修会は実施しなかった。

・ **関東ブロック主催の研修会**

会員研修会（平成30年11月10日）

主会場	日司連ホール	2名参加
本会会場	栃木県司法書士会館	11名参加

同時配信システムにより本会会館においても実施した。機器の調整により、音声が大きく改善された。映像は依然やや不鮮明だが、視聴に困難を来たすほどではなかった。

・ 第 18 回司法書士特別研修

第 18 回司法書士特別研修（平成 31 年 1 月 26 日～ 3 月 3 日）

参加者なし

・ 第 18 回司法書士特別研修への協力

チューター及び運営スタッフを下記のとおり派遣した。

チューター（グループ研修） 1 名（川俣洋一） 計 5 日

運営スタッフ 1 名（伊藤憲司） 1 日

・ 日司連・関東ブロック主催の新人研修・会員研修等への人員派遣

講師及び運営スタッフを下記のとおり派遣した。

① 関東ブロック主催 会員研修会

運営スタッフ 2 名（青木亘史 松澤崇） 1 日

② 関東ブロック主催 関東ブロック持ち回り年次制研修会

運営スタッフ 6 名
（亀田哲男 青木亘史 松澤崇 伊藤憲司 大森亮一 薄井道明）
1 日

③ 関東ブロック主催 新人研修会

運営スタッフ 1 名（松澤崇） 計 5 日

講師（相続講義 2 コマ） 2 名（菊池健一 横須賀新） 1 日

講師（立会ゼミナール） 2 名（松澤崇 青木亘史） 1 日

講師（相談ゼミナール） 2 名（松澤崇 伊藤憲司） 1 日

④ 日司連主催 中央新人研修 後期日程

講師（倫理研修ゼミナール） 1 名（渡辺和彦） 計 2 日

講師（訴訟実務ゼミナール） 1 名（渡辺和彦） 1 日

・ 取得単位 0 の会員への対応、日司連ホームページの「研修ライブラリ」及び「e-ラーニング」利用の告知、本会で管理する研修用 DVD 貸出手続の告知

複数年に渡り取得単位 0 の会員に対する質問状送付と、「研修ライブラリ」及び「e-ラーニング」利用の告知、本会で管理する研修用 DVD 貸出手続の告知を一昨年度に実施し、また日司連においては単位制研修義務化への動きがなされていたところであり、当面の経過を観察するため、本年度は特段の対応を取ることはなかった。

・ ホームページを活用した研修日程の告知

ホームページの会員専用ページに年間の「研修スケジュール」を掲載

し、本会で管理する研修用DVDの一覧を公開した。

・ **ホームページ会員名簿欄への「研修単位取得の有無」及び「年次制研修の履修状況」に関する掲載**

平成29年度の履修状況について、本年度4月以降ホームページにおいて、各会員（登録1年未満の会員を除く）の研修単位取得状況を公開した。

〈相談事業部〉

・ **司法書士会総合相談センターの運営**

本年度も引き続き本会会館をはじめとする県内5か所の総合相談センターで無料相談会を開催した。

相談の内容については、ここ数年の傾向として、成年後見制度や相続などに関する相談が多かった。（資料〔VI〕）

相談会の運営はマニュアルに基づき引き続き順調に行われている。相談ルールを記した用紙を来館時に予め手渡し、相談者に読んでいただくことにより相談時のトラブルを事前に予防できている。また、相談者アンケートの回答や、運営管理者の記録票を相談事業運営委員会で検討し改善を図っている。さらに本年度は、相談事業運営委員会で検討した問題点を題材に運営管理者意見交換会を行った。電話相談の対応の難しさは、依然解消されていない。顔が見えず音声情報のみでの対応なので、「相談者への説明が難しい」、「いつ相談電話が来るか予測が不可能なので来館相談への対応とタイミングが計りづらい」、「気軽な相談方法であるため、必要以上にリピートする相談者が存在する」など問題は山積している。司法アクセスの観点から現状を維持することも考えられるが、存続の可否も含め今後の検討を要する。

会員の皆さんには、本年度のご協力に感謝を申し上げますとともに、引き続き相談事業へのご協力をお願いしたい。

・ **司法書士会調停センターの運営**

利用申込みは5件であった。残念ながら、いずれも調停までには至らなかった。

ADR研修の体験者を増やし名簿登載者の増加を図るべく、外部講師を招聘しての研修を2度実施した。

また、事件担当者、手続実施者の養成として、外部の各種研修会に受

講者を派遣した。

・ **法の日無料相談会の実施**

10月1日の法の日に合わせて、本年度も県内各地及び各事務所において無料相談会を実施した。（資料〔VII〕）

・ 「相続登記はお済みですか月間」の開催

本年度より時期を8月1日からの1か月間と変更し、県内各事務所において無料相談を実施した。

・ **税理士会との相続・贈与に関する相談会の開催**

本年度で5年目となる税理士会との合同相談会を12月2日に開催した。場所は前年度同様本会会館で行った。前年度に引き続き本年度も予約制で開催した。相談件数は前年と同程度である。午前中は予約が多く、午後は予約が少なくなるという傾向は変わらなかった。

広告方法としては、タウン誌への広告、FM栃木（レディオベリー）、栃木放送とした。広告費用は昨年のおお分の2程度に抑えたが、相談件数は維持された。今後もより効果のある広告方法を模索していきたい。

相談会に対する互いのスタンスの違いはあるが、税理士、司法書士各1名のペアで1件の相談を受ける形式は、相談者にとってはコンビエンスであり、参加税理士、参加会員とも好評な相談会であるため、次年度も継続して行いたい。

・ **被災者支援活動**

相談員派遣の要請はなかった。

・ **各種相談会への相談員の派遣**

各種相談会への相談員の派遣について、前年度依頼のあった機関からの派遣は継続された。派遣員の選抜については、前年度同様、各支部長のご協力をいただき、支部長を通して募集する方法で行った。

各支部長及び派遣に応募していただいた会員には感謝を申し上げたい。

➤ **住宅総合相談会**

平成30年	8月30日	茂木町「ふみの森もてぎ」	渡辺正通
平成30年	10月10日	真岡市役所建設部会議室	小倉宏美
平成30年	10月27日	さくら市「ゆめ！さくら博」会場内	堀江崇夫

平成30年11月11日 小山市「健康都市小山フェスティバル」会場内
横須賀新
平成30年11月16日 野木町役場 江連伸明

➤ 住宅総合相談会（とちぎ住宅フェア2018）

平成30年10月13日 宇都宮市マロニエプラザ 森脇勝治・星野明久
平成30年10月14日 宇都宮市マロニエプラザ 安野能弘・安川絹江

➤ 一日合同行政相談所

平成30年 5月17日 宇都宮市福田屋ショッピングプラザ宇都宮
皿嶋和平
平成30年 6月13日 佐野市イオンモール佐野新都市 福地秀行
平成30年10月19日 宇都宮市ベルモール 池田勝吉
平成30年10月25日 足利市コムファーストショッピングセンター
照本夏子
平成30年11月21日 小山市イオンモール小山 田所徹也

➤ 全国一斉法務局休日相談所

平成30年10月 7日 宇都宮地方法務局本局 皿嶋和平・安野能弘

➤ 多重債務者相談強化キャンペーン無料相談会

平成30年11月21日 栃木県庁研修館

* 司法書士業務関連の相談者がいなかったため派遣しなかった。

〈その他の事業〉

1. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部への支援

平成30年11月17日に「高齢者・障害者のための成年後見相談会」を共催した。

成年後見制度利用促進法の推進を図るためリーガルサポートとちぎ支部長に理事会や常任理事会に出席いただき、意見交換を行った。

2. 関連団体との交流と情報収集

・法務局との協議会の開催及び協力

本年度は、宇都宮地方法務局と2回（内、土地家屋調査士会を含

めた三者協議会 1 回) 打ち合わせを行った。

・三士会（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）の開催

平成 30 年 7 月 17 日及び 9 月 13 日、栃木県行政書士会館において、三士会を開催した。本年度は行政書士会が幹事会であった。各会の現状について情報交換を行い、共同事業である「三士会法の日無料相談会」の打合せを行った。

12 月 7 日、「ホテル丸治 和堂 あさひ阪」において「三士会法の日無料相談会」の反省会を行った。

・五士会（司法書士・弁護士・公認会計士・不動産鑑定士・税理士）の開催

平成 30 年 10 月 3 日、ホテル丸治において、五士会を開催した。本年度は不動産鑑定士会が幹事会であった。各会の実情の情報交換がされ、五士会共同事業として、五士会主催の無料法律相談会の打ち合わせを行った。

・その他消費者団体等への協力

とちぎ消費者ネットワークに対して本会会館会議室を無償貸出した。

3. 三士会法の日無料相談会の実施

本年度は行政書士会が幹事会となり、11 月 3 日に県央会場（ベルモール）、県北会場（大田原市総合文化会館）及び県南会場（イオン栃木店）の県内 3 会場において、三士会法の日無料相談会を開催した。相談件数は資料〔Ⅷ〕のとおり。

4. 五士会無料相談会の実施

平成 31 年 2 月 3 日、とちぎ健康の森・生きがづくりセンターにおいて、五士会無料相談会を開催した。相談件数は資料〔Ⅸ〕のとおり。

5. 他団体からの要請に基づく講師の派遣

平成 31 年 1 月 28 日、栃木県土地家屋調査士会主催の公開講座「土地所有者不明問題」のパネラーとして高橋宏治副会長を派遣した。

6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力

副所長 1 名、地方扶助審査委員 4 名に会員のご協力をいただいている。